

## 八千代市農業委員会の委員の推薦及び募集に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「規則」という。）に基づき、八千代市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の推薦及び募集の手続等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定める。

### (推薦及び応募の資格)

第2条 農業委員として、推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は農業委員となることはできない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑（拘禁刑創設前は禁固以上の刑）に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令等で兼職の制限がある者
- (4) 八千代市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- (5) 八千代市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者

### (推薦手続)

第3条 農業者、農業者の組織する法人又は団体その他関係者が農業委員を推薦するに当たっては、八千代市農業委員会の委員推薦申込書（個人用）（第1号様式）又は八千代市農業委員会の委員推薦申込書（法人・団体用）（第2号様式）を市長に提出するものとする。

### (応募手続)

第4条 農業委員の募集に応募する者は、八千代市農業委員会の委員応募申込書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

### (欠格条項に関する申告等)

第4条の2 農業委員を推薦する者及び募集に応募する者は、前2条に規定する書類と併せて当該者に係る欠格条項に関する申告書及び同意書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

### (公表)

第5条 法第9条第2項及び規則第6条の規定による公表は、八千代市のホームページにより行うものとする。

### (申込者の評価)

第6条 市長は、農業委員に推薦を受けた者及び募集に応募した者（以下「申込者」という。）の評価の公正性及び透明性を確保するための必要な措置として、八千代市農業委員会の委員申込者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に評価を求めるものとする。

（農業委員の候補者の決定と任命）

第7条 市長は、評価委員会の評価を尊重し、農業委員候補者を決定し、八千代市議会の同意を得て、任命するものとする。

（農業委員の補充）

第8条 市長は、農業委員に欠員が生じた場合は、この要領に定める手続に基づき、補充に努めなければならない。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成29年 2月 9日から施行する。

附 則

この要領は、令和 元年 12月 16日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5年 1月 5日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8年 1月 13日から施行する。